

<深海採掘を巡る国際動向ファクトシート>

●2023年3月、34か国の56の先住民族を代表する1000筆以上の署名が深海採掘の全面禁止を求める先住民族請願書に集まり、国際海底機構に提出されている。提出にあたって太平洋の先住民族を代表したソロモン・ピリ・カホオハラハラ氏は深海底がすべての生命が生まれ、やがて帰る場所として信仰の対象とされていることを述べたうえで、深海採掘と先住民族の文化遺産の破壊に強く抗議した。

(<https://www.greenpeace.org/usa/news/indigenous-peoples-from-34-nations-call-for-total-ban-on-deep-sea-mining/>)

●深海採掘は70カ国以上、900名以上の海洋科学者や専門家によって「数世代にわたる時間スケールで不可逆的な生物多様性と生態系機能の喪失につながる」海洋環境への追加的負荷になると認められています。科学者および専門家は「十分に堅実な科学的情報が得られ、事前情報に基づいて深海採掘が海洋環境に重大な被害を与えることなく実施可能であると許認可ができる判断基準も含めた前提が整うまで鉱物資源の商業採掘は停止させるべきである」と推奨している。

(<https://seabedminingsciencstatement.org/>)

●国際自然保護連合（IUCN）は2021年9月21日に第122号決議を可決させ、IUCNの定める基準を満たすまでグローバルに深海採掘を停止させることを求めた。ここには評価手法、効果的な規制体制そして緩和戦略が盛り込まれている。この方針はIUCNの2022年5月に公開された政策ブリーフにてさらに詳しく述べられている。

・第122号決議

https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/resrecfiles/WCC_2020_RES_122_EN.pdf

・政策ブリーフ <https://iucn.org/resources/issues-brief/deep-sea-mining>

●2024年10月時点で深海採掘に反対する国は32か国になり増える一方である。これら禁止、モラトリアム、あるいは予防的停止を求める国は海洋性一次資源への依存度の高いグローバルサウスの国々にとどまらず、カナダ、フランス、ドイツなどの工業化が進んだG7諸国も含まれる。(<https://deep-sea-conservation.org/solutions/no-deep-sea-mining/momentum-for-a-moratorium/>)

●G7環境大臣会合において閣僚たちは深海採掘に関しては予防原則を適用することを2023年の札幌会合で合意し、2024年のトリノ会合で追認した。閣僚らは堅実な知識基盤が形成され健全な環境保全が立証されることは「採掘許可の前提条件である」とコミットメントを示した。

<https://deep-sea-conservation.org/solutions/no-deep-sea-mining/momentum-for-a-moratorium/>

(section 25 vii を参照)

●国連環境計画ファイナンス・イニシアティブ（UNEP-FI）は2022年6月に深海採掘への懸念を示すブリーフィング・ペーパーを公開し、「現在みられる形式において、深海採掘事業への資金提供が『サステナブル・ブルー・エコノミー原則』に合致すると言えら一切の見通しが立たない」と警告した。

(<https://www.unepfi.org/publications/harmful-marine-extractives-deep-sea-mining/>)

●ABN AMRO、BBVA、クレディ・スイス、ドイツ銀行、ロイズ、スタンダード・チャーターら大手商用銀行は深海採掘のモラトリアムあるいは禁止への支持を表明している。（ドイツ銀行環境社会政策フレームワークなどを参照 https://www.db.com/news/detail/20240925-deutsche-bank-strengthens-its-ocean-protection-policies-under-backblue-initiative?language_id=1)

●2024年10月時点で企業60社が深海採掘のモラトリアムを求める公開声明に署名している。これら企業の中には深海採掘で得られる鉱物で利する可能性のある電動車やエネルギー関連企業も含まれる。

(<https://www.stopdeepseabedmining.org/endorsers/>)

●責任ある鉱業保証のためのイニシアティブ（IRMA）は2021年4月にその認証制度を深海採掘事業者に利用されるのを認めない声明を発表した。この声明について2022年6月に改めて立場が変わらないことを確認する声明を発表している。（<https://responsiblemining.net/2022/06/14/irmas-deep-sea-mining-position/>）

●100団体以上のアジア太平洋地域で活動する市民社会組織が深海採掘を超えてはならない一線と規定するPacific Blue Line 声明に署名している。（<https://www.pacificblueline.org/>）

●日本財団と東京大学は2024年6月の共同発表において深海ノジュール採掘の実証実験を商業規模の半分のスケールで南鳥島沖1万平方キロメートルの範囲で2025年に開始することを表明した。発表資料によれば20年間かけて同範囲の深海採掘を行うことが最終目標である。

(<https://tnfsa.nippon-foundation.or.jp/news/2071302>)

●もしこの深海採掘事業が進行すれば人類史において最大規模の連続的採掘地になる。しかし、環境省は一切管理監督の行政手段を持ち合わせていない。（アジア太平洋資料センターより環境省への照会による）

作成：アジア太平洋資料センター（PARC）

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7-11

03-5209-3455 / office@parc-jp.org

